

法持寺史雜稿

川 口 高 風

一、白鳥御陵の上知問題

白鳥御陵は白鳥古墳ともいい、日本武尊の御陵と伝承されている。その北三〇〇メートルの所にある斷夫山古墳（佐武夫御墓）は妃の宮賞媛陵といわれる。しかし、ともに五世紀後半から六世紀前半の前方後円墳と考えられ、古代尾張氏の如き豪族の古墳と想定されている。

白鳥御陵は前方部を南東に向けており、昭和二十年代に名古屋大学の行った測量調査によれば、墳長七十メートルで、前方部は幅五十五メートル、長さ三十メートル、高さ七メートルを測り、後円部は直径四十五メートル、高さ六・五メートルである。墳丘は二段築成で、外堤が遺存し

ていたようである^①。現在では墳丘の西側が民家と道路、前方部の墳丘南側は宮中学校と道路、東側が法持寺の境内地となっており、原型は損われている。

天保八年（一八三七）八月十四日には、大暴風雨で樹木が多く倒れ、石室の一部が露顕した。『小治田之真清水』にその様子が記されており、出土遺物などについては法持寺二十五世石雄恵玉の項で詳しく考察した^②。

白鳥御陵は明治元年迄、すべて法持寺の境内地の山林であった。しかも鎮守であり、自由に使用していたが、同年三月の明治政府による神仏分離令によって八月には、法持寺より白鳥御陵への通路に竹垣が結ばれ、神仏混同を避けるため御陵の後の地六段二十八歩（白鳥百七拾四番地七反八畝拾六歩貳勺）が法

持寺より分離されて尾張藩の取締りとなった。⁽³⁾

翌二年二月には、尾張藩が再び神領地調査を行い、五月七日には神祇局寺社係より日本武尊の山陵地と認められ、神仏混淆の恐れがあるところから土地すべき旨が法持寺に⁽⁵⁾通達された。そのため法持寺側は、該当する地所が往古より法持寺私有地の山林で、山陵地ではないことを旧記などをみせて説得し、土地の達の取消しを歎願した。しかし、受け入れられず官有地に編入されてしまった。

それ迄は法持寺が樹木の伐採、植採を自由に行っていた。また、境内の土工の際にも山林地より土砂を採掘して埋立を行ったり、外圍の修繕や修理をする材料はすべてこの山林地より採取していた。ところが土地後の用途は、すべて買入れせざるを得なくなつてしまった。⁽⁶⁾

同四年五月には旧名古屋藩が神祇官に図面と考証を添えて注進したのであったが、神祇官附屬の諸陵寮が廢止されたため、その取調べは自然と中絶された。⁽⁷⁾その後、同七年二月二日、角田忠行が教部省より官幣大社熱田神宮の少宮司に任ぜられた。三月には大宮司従五位の千秋季福とともに『熱田神宮御神徳略記』を著わしている。これは熱田神

宮の御神徳を紹介した広告で、内容は草薙劍の由来を述べた後、伊勢神宮に次で熱田神宮を尊敬すべきことを説いている。熱田神宮に折れば、男子は武勇の大倭心を蒙り、女子は宮簀媛命の幸を仰ぐもので、御神徳は数多いものという。最後に、委しくは『古事記』『日本書紀』『古語拾遺』『寛平熱田縁起』、その他、熱田神宮の古書を見るべきであるとも述べられている。

翌八年一月には、千秋季福と角田が連署にて願書を愛知県へ上申した。それには

熱田白鳥町ニ被為在候白鳥御陵之儀ハ、別冊熱田地陵墓考ニ記シ候通ニ御座候処、應永年中初テ右御陵南丘ニ法持寺ト申仏刹建立シ候ヨリ、陵戸退転漸々御城中猥リニ相成候ニ付、御一新ノ際、當神宮ヨリ御廻リニ木柵ヲ取建候ヘ共、其陵守衛無之ニ付猶又雑人御域中濫入候様相成、実ニ恐入候次第ニ奉存候。抑日本武尊ハ奉申上候迄ニ無之継体ノ皇祖ニ坐々ヲ常陸阿波等ノ風土記ニハ天皇ト奉記、古事記日本書紀共其神上リニ崩宇ヲ被為填、且ツ御墓ヲモ御陵ト被為記候程ノ御儀ニ付、至急右御陵御修理ノ上陵掌已下被為置候様奉存

候、次二佐武夫御墓ノ儀モ別冊ノ通宮簀媛命之御墓ニ御座候得ハ、是亦御修理被為在度奉存候。當神宮正ノ御殿ニハ五柱ノ神体ヲ被為齋候処、其御中建稲種ノ命ハ臣下ノ坐位ニ候得共、御妹ナカラ宮簀媛命ハ日本武尊詔命ノ御故ヲ以皇上ノ御位ニ配祭奉り候程ノ御儀ニ候得ハ、是亦墓掌以下被為置候様奉存候。方今他御陵墓等へ御心ヲ被為用候御時節右御陵墓ハ當神宮不容易御由緒有之ニ付、當神宮ヨリ建言仕候儀ニ御座候。至急御採用相成候様教部省へ御建言被下度、依テ別冊相添相願候也。

明治八年一月

熱田神宮大宮司千秋季福 少宮司角田忠行

とあり、白鳥御陵と陀武夫御墓（断夫山古墳）の保存について記されている。

白鳥御陵については日本武尊の御陵で、雑人が濫入しないように木柵を取替えてもらいたい。陀武夫御墓は宮簀媛命の御墓で、日本武尊の詔命により皇上の御位を得ている。御陵墓は神宮と深い由緒があるから、神宮より建言せねばならないが、至急採用していただけるように愛知県が

法持寺史雜稿（川口）

教部省に建言することを願っている。

この願書によれば、別冊として『熱田地陵墓考』も添えて建言したようである。『熱田地陵墓考』は角田が著わしたもので、本文中に

忠行、凶らずも明治七年の春熱田神宮少宮司の命を奉じて赴任し、嚮に古事記伝を読んで熱田地に白鳥御陵在る事を知れ々ばとて、其地に到りて、寺院の境の方は所々其柵さへも失せて、雑人みだりに域中に立入踏躑し奉るを見る。此に至りて恐歎止む間なく東京に赴き、是を教部省の諸陵課に訴へ、且つ地方の官員に促して、再び御修理あらむ事を渴望するも盡忠の道止を得ずなむ。

とあるところから、角田が熱田神宮の少宮司に任ぜられた明治七年二月から愛知県へ願書を出した同八年一月までの一年間に著わされたものである⁽⁸⁾。

この建言が愛知県から教部省へ上申されて以来、一年以上にわたって調査、考証された。翌九年三月になると、教部省の大久保忠保（十四等出仕）と猿渡容盛（権大録）が綿密な考証を行った結果を報告した⁽⁹⁾。それには、

臣等謹テ按スルニ、白鳥陵及ビ陀武夫山ノ事角田忠行ノ考説ヨク言通りテ明ラカニ聞エタリ。サテ上ニモ説ル如ク、尾張国ニ白鳥陵アルコト古典ニハ其ノ伝無キ事ナレトモ、此ハ古事記伝ニ論ヘル如ク、日本紀ニハ大和国琴引原河内国舊市ヲノミ伝ヘテ、初二尾張国ニ飛往坐シコトヲ伝ヘ漏シ。古事記ニハ河内国忌幾^{舊市也}ヲノミ伝ヘテ、大和国ヲモ尾張国ヲモ伝ヘ漏セルナラント云説大ムネ違ハザルニ近カラム歟。然レトモ此御遺蹟古典ニ明證無キカラハ、琴引原舊市ト同等ニ御処置アランコト、今ニ於テハ如何アラン。臣等ガ猥リニ議シ奉ルベキ所ニアラズ。次ニ陀武夫山ヲ宮簀媛命ノ御墓トスル説モ古典ニ微證無キコトナレトモ、媛命ノ御兄建稻種命ノ正統タル熱田大宮司千秋氏代々伝来正シク奉仕来レル上ハ、強テ疑ヲ容ルベキニアラザル歟。^{此媛命ハ皇妃ニアラザレバ、今度墓掌丁ヲ置ルベキ御例ニハアラス。}依テ臣等竊ニ思惟ヲ加フルニ、此白鳥陵陀武夫山ノ二所トモニ熱田神宮御由緒格別ノ神跡ナレバ、自今神宮撰末社ノ例ニ見倣シ、其ノ地域区別ヲ明カニシテ永世一社ノ所管ト定メ置レン事穩當ノ御処置ナルベク考ヘ奉ラル。実地ノ形

容ハ別紙図面ヲ以上申候也。

右熱田白鳥陵陀武夫山実檢勘註如件

明治九年三月

十四等出仕 大久保忠保

権大録 猿渡容盛

とあり、白鳥陵、陀武夫山は熱田神宮の神跡で神宮の撰末社とみなし、管理が適當とする旨を太政官に上申したのである。しかし、四月十七日には、千秋季福が三十一歳で自殺した。この建言が直接の原因かどうかは不明である。⁽¹⁰⁾五月十三日には、教部省が太政大臣三條実美に

愛知県下尾張国愛知郡熱田白鳥町白鳥陵并同所簀

屋町宮簀媛命墓之議ニ付伺

愛知県下尾張国愛知郡熱田白鳥町ニ白鳥陵ト申伝候古墳并同所簀屋町ニ宮簀媛命ト申伝候陀武夫山古墳之儀古典ニ明微ハ無之候ヘ共、熱田神宮ノ所伝ニヨレハ確乎タル御遺蹟ニ候処、日本武尊御本墓ハ別ニ顯存シ宮簀媛命墓ニハ墓掌丁可被差置部分ニ無之。然ルトキハ永世保存ノ道モ不立事ニ付、特別之御詮議ヲ以両所共熱田神宮所属地トシテ該宮神官ヘ取締方兼務為致候

様御定相成度、仍而勘註絵図面等相添此段相伺候也

明治九年五月十三日

教部大輔 宍戸 璣

太政大臣 三條実美殿

追而本文御間届之上ハ地種組入方内務省へ御達有
之度、尤神官兼務等之儀ハ當省ヨリ可相達存候。

此段申添候也

と上申し、その上申は裁可されて五月二十九日に、三條実
美より内務省及び大蔵省へ

内務省

別紙教部省伺尾張国熱田白鳥町白鳥陵并同所旗屋町宮
簀媛命墓処分ノ儀朱書ノ通及指令候条該地ノ儀ハ官有
地第一種へ編入方可取計此旨相達候事

但該地坪数ノ儀ハ教部省へ打合セ可致処分事

明治九年五月廿九日

太政大臣 三條実美

大蔵省

云々同文官有地第一種へ編入方可取計尤坪数ノ儀ハ教
部省へ打合セ処分可致様内務省へ相違候此旨可相心得
事

明治九年五月廿九日

太政大臣 三條実美

法持寺史雜稿（川口）

と官有地第一種（地券を發行せず、地租を課せず、区入費
を賦せない皇宮地、神地をいう。）へ編入するように達せ
られ、六月六日には

熱田神宮

愛知県下尾張国愛知郡熱田白鳥町白鳥陵并同所旗屋町
陀武夫宮簀媛命墓両所共神宮所属地ト相定候條向後神
宮ニ於テ取締方可致此旨相達候事

明治九年六月六日

教部大輔 宍戸 璣

と、以後、熱田神宮が取締るように達せられた。

こうして、白鳥陵と陀武夫宮簀媛命墓は角田忠行の情熱
と考証及び行動力により熱田神宮の管理下となった。角田
は、六月七日に官幣大社広田神社少宮司への転任辞令が出
たが赴任せず、同月二十六日付で広田神社少宮司を免ぜら
れた。翌十年一月三十一日、角田は熱田神宮大宮司に任せ
られ、十月には『熱田神宮略記』を著わした。内容は熱田
神宮の祭神、草薙大御劍神について古書などの説明をあ
げ、角田が熱田神宮に赴任してからは、禍事を嚴重に注意
していることなどをいい、一層の熱田神宮宣揚に努めた。

なお、十二月十二日には大少宮司制が廢されたため、改めて熱田神宮司に任ぜられている。

こうして白鳥御陵は、陀武夫山とともに熱田神宮にて管理されることになったのである。

その後、明治三十年十月二十一日には法持寺住職大島天珠が末寺惣代月笑軒住職浅井泰山、法類惣代明達慧等、檀家惣代田中源助、井上信八、高浜与七、荻谷治左エ門、本寺円通寺住職信叟仙受、愛知郡熱田町長小塩幹らとともに上知された山林（白鳥御陵）を引戻す「申請書」と「証拠写」を農商務大臣大隈重信へ提出した。それをあげると、

上地山林引戻申請書

愛知縣尾張國愛知郡熱田町

大字白鳥百六拾五番地

法持寺住職

大島天珠

申請ノ目的物

尾張國愛知郡熱田町字白鳥百七拾四番地

一上地官林七反八畝拾六歩式勺

但シ、本地ニ生立スル樹木共

事
実

右地所ハ、往古ヨリ当寺ノ所有ニシテ、維新ノ際ニ於テハ熱田神領地壺万石ノ内ニ有之。年々歳々地役相勤メ、從テ該山林ハ当寺ノ自由ニ進退シ樹木伐採シ及ヒ、之レカ植繼キヲ為スハ勿論、土工ノ際山林地ヨリ土砂ヲ採掘シテ境内ノ埋立ヲ為セシコト等モ有之候処、明治二年ニ至リ、神祇局寺社係ニ於テ山陵地ト認メラレ、神仏混淆ノ恐アルヲ以テ上地スヘキ旨御達有之候。然ルニ該地所ハ、往古ヨリ当寺ノ私有地ニシテ全ク山陵地ニアラサル次第モ旧記ニ相見ヘタルヲ以テ、再三上地ノ御達御取消相成度趣歎願仕候得共御採用無之。遂ニ官有林ニ編入セラレタルモノ々御座候事。

理
由

明治二年上地セシメラレタル理由ハ、日本武尊ノ山陵地ト認メラレタルニ外ナラス。其原因ヲ尋ヌルニ、往

昔弘法大師熱田神宮へ參籠ノ砌、日本武尊ノ御懿徳ヲ慕ヒ奉リ、先ツ当寺ヲ創設シテ、長ク此処ニ止マリ、大ニ熱田神宮ノカヲ尽シ、又寺ノ後ノ山林内ニモ一小祠ヲ建立シテ日本武尊ノ靈ヲ祀リ、白鳥ト化シ給ヘル由緒ヲ追慕シテ、寺号ヲモ白鳥山法持寺ト稱ヘ以テ、今日ノ地名ヲ為セシ由、旧記録等ニ有之候処、宝曆七年火災ニ罹リ悉皆焼失セシ趣、寛政六年寅六月其筋ヘ書上ケタル書中ニ相見申候。右ノ次第第二テ、往昔弘法大師カ日本武尊ヲ追慕シテ、私ニ一小祠ヲ建テ之ヲ祀リタルヨリ、恐多クモ日本武尊ノ靈骸ヲ埋メ奉リタルモノ、如ク口碑キニ傳ハリタルカ墓ニシテ、之ヲ以テ直ニ山陵地ト認メラレタルハ、恐クハ其係官ノ誤謬ヨリ生セシモノト奉存候。尚又該山林ハ、当寺ノ為ニハ実ニ缺クヘカラサル必要地ニシテ、日常ノ薪材ヲ始トシテ、年々外圍ノ修繕及ヒ臨時ノ破損ヲ修理スルノ材料ハ、凡テ此山林ヨリ採取シテ經濟相立来リ候処、上地後ハ、右等ノ用途ハ凡テ買入ヲ為サ、ルヲ得ス。經濟上ノ困難一方ナラス。加之別紙図面ノ如ク、該山林ハ当寺ノ境内ニ接続シ、全ク境内ト記セシ古記録モ有

法持寺史雜稿（川口）

之通り境内トシテ參詣人ノ隨意ニ逍遙シ来ル所ナルニ、上地後ハ一切立入ルコトヲ得ス。大ニ境内ノ旧態ヲ損シ、当寺ハ勿論檀方及一般ノ歎息スル所ニ御座候。

立証

一 神領地賣買改寄帳 ハ旧神領庄屋ノ記録ニシテ、各寺院所有地ヲ列記シタルモノアリ。即チ法持寺所領ノ内見出ノ付箋ヲ為シタル（一山六反式畝式拾八步 寺後 一堀式畝式拾六步）ノ地所ハ、現今官林七反九畝拾步ノ地所ニシテ坪数符合セサルハ維新後數回ノ検査ニ依リ丈量増ト相成リタルヲ以テナリ。

一 寺社田畠反畝付帳 前記同様、旧神領庄屋ノ記録ニシテ付箋ヲ為シタル（二境内壹町七反式畝式拾七步）トアルハ、該山林ヲモ合算シタル惣反別ニテ前記録ト共ニ当寺ノ所有タリシコトヲ證明スルニ充分ナリ。

一 寛政六年寅六月書上ケタル書類中ノ拔萃及文政五年午四月寺社奉行所ヘ書上ケタル拔萃 ハ、共ニ当寺

法持寺史雜稿(川口)

ノ記録ニシテ、私ニ山林内ニ一小祠ヲ建テ、日本武尊ノ靈ヲ祀リタル所以ヲ知り、決シテ山陵地ニ無之事ヲ証明スルモノナリ。

以上列記スル如ク、現今官林七反八畝拾六步式勺ノ地所ハ旧当寺ノ所有ニシテ、明治二年誤テ官林地ニ編入セラレタル事実明白ニ有之候間、篤ト御取調相成度、且該山林ハ当寺ノ經濟上及ヒ形態上共ニ缺クヘカラサル必要ナル次第ニ御座候間、速ニ御下戻シ被成下度此段奉願上候。右申請候也。

愛知縣愛知郡熱田町大字白鳥百六拾五番戸

法持寺住職

明治三十年十月廿一日 大島天珠 印

同国同郡同町月笑軒住職

末寺惣代 浅井泰山 印

同国海東郡甚目寺村延命寺住職

法類惣代 明達慧等 印

同国愛知郡熱田町大字白鳥百七拾番戸

檀家惣代 田中源助 印

同国同郡同町大字須賀三拾四番戸

全 井上信八 印

同国同郡宝田村大字熱田新田東組壹番戸

高濱与七 印

同国同郡熱田町大字傳馬五拾番地

荻谷治左エ門 印

同国同郡同町大字新宮坂町円通寺住職

右寺小本寺 信叟仙受 印

愛知郡熱田町長 小塩 幹 印

農商務大臣伯爵大隈重信殿

証 拋 写

第一 神領地賣買改寄帳

法持寺

前 略

一山六反式拾八步 寺 後

一掘式畝貳拾六歩

后略

第二 寺社田畠反畝付帳

白鳥山法持寺

寺領之分覚

前略

一境内壹町七反九畝廿七歩

此内三反式畝拾貳歩地子二借置申候。

銀役四拾五匁六分人足代五人出申候。

后略

第三 寛政六年寅六月書上ケ候書類中抜萃

一当寺境内鎮守白鳥之社高サ三尺五寸
横式尺五寸。右は当寺境内乾

之方ニ安置仕候。往古弘法大師当寺ニ留リ、日本武

尊白鳥と化し給へる由を慕はれ、夫より此所地名白

鳥と申由。其後今ニ至て当寺代々守護罷在候故、

年々樹木等植付来候。右は由緒、其外当寺古代記録

等も有之由傳へ承り候処、三拾八年己前宝曆七丑年

法持寺史雜稿（川口）

殿堂寺家不残焼失仕候。其節古記録等焼失仕候間、夫故只今ニ而ハ慥成由緒等一切相分り不申候。

第四 文政五年午四月寺社奉行所へ書上候文中ノ抜

萃

一天長年中、弘法大師熱田宮へ參籠之砌、当地へ逗留有之候而、先ッ当寺を建立被致白鳥山法持寺と号

し、本尊地藏菩薩自分彫刻致、其節諸堂額字等自筆

ニ而相書被掲置候処、星霜推移り失却仕、只今ニ而

ハ地藏尊并ニ葉師堂額面相残居申候。

当寺境内壹町九反式拾四歩ハ熱田神領年貢地ニ御座候

て、御除地増地材木御金等被下置候事無御座候。右之

通二候也。

愛知縣愛知郡熱田町大字白鳥百六拾五番地

法持寺住職

明治三十年十月廿一日 大島天珠 印

同国同郡同町月笑軒住職

末寺惣代 浅井泰山 印

同国海東郡甚目寺村延命寺住職

法類惣代 明達^(マツ)惠等 印

同国愛知郡熱田町大字白鳥百七拾番戸

檀家惣代 田中源助 印

同国同郡同町大字須賀三拾四番戸

仝 井上信八 印

同国同郡宝田村大字熱田新田東組老番戸

高濱与七 印

同国同郡熱田町大字傳馬五拾番地

荻谷治左エ門 印

同国同郡同町大字新宮坂町門通寺住職

右寺小本寺 信叟仙受 印

農商務大臣伯爵大隈重信殿

とあり、「引戻申請書」は(一)申請ノ目的物、(二)事実、(三)理由、(四)立証に分けられており、「証抛写」は(四)立証の資料を具体的にあげている。

これによれば、法持寺側はあくまでも白鳥御陵を山林とみなし私有地と考えた。しかし、神祇局寺社係は山陵地と認め官有林とした。そのため法持寺は草創時のことを述

べ、弘法大師が熱田神宮へ参籠の折、日本武尊の懿徳を慕い、法持寺を創建するとともに寺の後の山林内に一小祠^⑫を建立し日本武尊を追慕したことが旧記録にあるという。つまり弘法大師が、法持寺とは別に日本武尊を祀る小祠も建立したのである。しかし、その後、日本武尊の靈骸を埋めたものと口伝されるようになり、それによって山陵地と認められることになったのは、神祇局係官の誤謬から生じたものと「理由」でいっている。また、法持寺では山林の木材を薪材にしたり、外圍などの修繕の材料を採取しており、古図にある如く寺と接続して境内地であったともいう。

そこで、それを立証する証抛として、(一)神領地売買改寄帳、(二)寺社田畠反畝付帳、(三)寛政六年寅六月書上ケ候書類中抜萃、(四)文政五年午四月寺社奉行所へ書上候文中ノ抜萃をあげて山陵地でないことを主張した。さらに法持寺の経済上及び形態上からも欠くべからざるものであったため、引戻を願っているのである。しかし、残念ながら引戻はなされなかった。

同三十六年四月には、宮司角田忠行と権宮司松岡義男らによって陵上に「白鳥御陵」碑が建てられた。それには

「尾張のあつたなる白鳥御陵にまうて」と題した本居宣長の「しき島のやまとこひしみ白とりのかけりいましゝあとゝころこれ」の和歌が刻まれている。⁽¹³⁾

翌三十七年五月二十二日には、愛知共同馬車会社中より熱田神宮の西側に白鳥御陵への道標である「白鳥御陵 従是西□□」が建てられた。

熱田神宮の管理下にあつた白鳥御陵は、昭和二十二年に名古屋市の戦災復興計画によつて熱田神宮も減歩の対象となり、飛び地の形で所有していた白鳥御陵と断夫山古墳（陀武夫山）を憲法施行の昭和二十二年五月三日に名古屋市中へ供出することになった。しかし、名古屋市が都市公園に指定して建設大臣の許可をとつた後も鳥居や燈籠などの宗教施設はそのまま残っており、五月八日の御陵墓祭が熱田神宮の手で毎年続けられてきた。そのため同五十三年五月、名古屋市は自治体と宗教との関係にけじめをつける必要があつたところから熱田神宮へ宗教施設の撤去を通知し、白鳥御陵は宗教色のない古墳つき都市公園となつたのである。⁽¹⁵⁾

このように白鳥御陵は法持寺の境内地であつたが、明治

法持寺史雑稿（川口）

元年三月の神仏分離令によつて名古屋藩の所有地となつた。同九年には熱田神宮の撰社として管理下となり、昭和二十二年には戦災復興計画の換地により名古屋市の所有地となつたのである。

(1) 『熱田区・白鳥古墳』（昭和六十年三月 名古屋市教育委員会）二、六頁。『白鳥古墳第Ⅱ次発掘調査報告書』（平成元年三月 名古屋市教育委員会）一、八頁による。

(2) 拙稿「白鳥山陵よりの出土品を写真した石雄恵玉について」（平成十七年十一月 東隆真博士古稀記念論集『禅の真理と実践』春秋社）で詳しく考察した。

(3) 『名古屋市史』地理編（大正五年三月 名古屋市役所）六三五頁の「白鳥山」による。

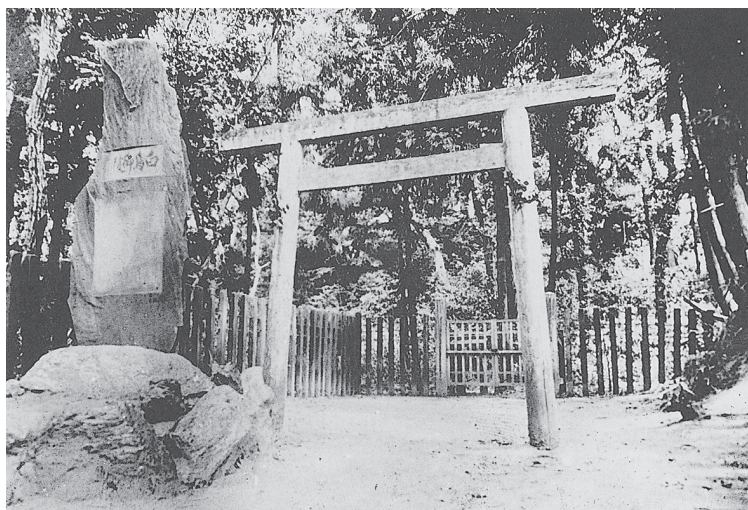
(4) 安藤宣保『寺社領私考——明治維新を中心にして——』（昭和五十二年十月 愛知県郷土資料刊行会）五十二頁による。

(5) 法持寺住職大島天珠による「上地山林引戻申請書」（名古屋市鶴舞図書館蔵『名古屋寺社記録集』十二所収）の「事実」による。

(6) 「上地山林引戻申請書」の「理由」による。

(7) 阪本是丸『角田忠行翁小伝』（平成元年二月 熱田神宮宮庁）五十九頁による。

白鳥陵法持寺合絵図（明治9年5月 「教部省伺白鳥陵陀武夫山実檢勘註」）



白鳥御陵（明治43年3月 『愛知県名勝 熱田写真帖』）

白鳥御陵（昭和53年5月3日 「中日新聞」朝刊）



白鳥古墳（白鳥御陵）（平成22年1月現在）

法持寺史雜稿（川口）

- (8) 角田忠行の著わした『熱田地陵墓考』及び『熱田神宮御神徳略記』『熱田神宮略記』などは拙稿「熱田神宮に赴任した頃の角田忠行の著作」（平成十一年十一月「愛知学院大学教養部紀要」第四十七巻第二号）で明らかにした。
- (9) 以下の報告は公文録の明治九年五月教部省伺（二A—九一〇—一七七九）より採った。
- (10) 千秋季福の自殺についての報告は、四月十七日に親族野田広政より熱田神宮少宮司角田忠行へ、翌十八日には角田より教部大輔宍戸璣へ、二十七日には宍戸璣より太政大臣三條実美に届けている。（公文録 明治九年四月教部省伺（二A—九一〇—一七七八））
- (11) 角田忠行『熱田地陵墓考』の末尾に所収している。
- (12) 弘法大師が建てた一小祠とは、『尾張名所図会』の「法持寺」で法持寺本堂の後（北側）に「白鳥社」があるところから、それを指すであろう。さらに、その後（北側）に「白鳥の陵」があるが、それは現在の断夫山古墳である。「白鳥の陵」は『熱田神社問答雜録』『張州雜志』『張州府志』『尾張志』などによれば、二カ所あるといい、一つは俗に白鳥塚という法持寺の後の山で、そこには小祠があり、法持寺の鎮守としている。もう一つは俗にダンブ山、断夫山、鷲峰山、鷲峰という陵である。「証拠写」の寛政六年六月の書上書類には「当寺境内鎮守白鳥之社高サ三尺五寸。横式尺五寸。」とあり、法持寺の鎮守の白鳥社の大きさが明らかになる。

- (13) 碑の「白鳥御陵」は源建通、和歌は曾孫の本居豊頼が揮毫している。
- (14) 昭和十年頃の熱田神宮、高蔵神社、断夫山、白鳥御陵に生植する植物分布の状態を調査した貴重な報告書がある。それは孔版の天野景從『熱田植物相』（昭和十年二月）で、当時の白鳥御陵にはアカマツ、アケビ、アマチャヅル、アラカシ、アラギ、アラハタ、イボタノキ、カゴノキ、ガマズミ、クサノワウ、クヌギ、クリ、クロガネモチ、クロマツ、ケヤキ、コナラ、サカキ、サハフタギ、シヒノキ、ジャノヒゲ、シラカシ、スギ、スミレ、センニンサウ、タブノキ、トラエフ、チャ、ツバキ、ツユクサ、サガジラミ、ニハトコ、ハコベ、フヂ、フユツタ、ベニシダ、ホウチャクサウ、マムシグサ、マンリヤウ、マユミ、ミゾチチゴツナギ、ミゾソバ、ムクノキ、ヤブメウガ、ワラビなどがあり、その他、ゆり科のぼうちやくさうが群生していたことがわかる。
- (15) 昭和五十三年五月三日の「中日新聞」に「鳥居なくなる白鳥御陵 憲法施行、32年目の決着 熱田神宮を離れる 名実ともに市の管理下に 古墳つき都市公園に」の見出しで報道されている。

二、芭蕉の参詣と句碑

俳諧で有名な松尾芭蕉は、貞享元年（一六八四）からしばしば熱田の地を訪ねた。熱田神宮に詣り、先祖の景清屋敷跡を訪ねて門人の林桐葉の宅に泊まり、俳人らと句会を開いていた。翌二年三月二十七日、芭蕉は再び桐葉宅を訪ねた。

桐葉は正月十七日に二女の佐与（さよ）を幼く亡くしており、そこで、芭蕉は法持寺にある佐与の墓詣りに出掛けた。芭蕉は周辺の景色をみて、ひともとのすみれの花に心をよせ、

何とはなしに何やら床し葦草

とよんだ。おそらく佐与の墓の回りに、かわいいすみれの花が咲いていたものと思われる¹⁾。

この句は、発句として桐葉らと巻いた歌仙が加藤暁台の刊行した「熱田三歌仙」の中におさめられた。しかし、芭蕉が貞享元年八月から旅の紀行をまとめた『野ざらし紀行』では、「大津に出る道、山路をこえて」という詞書に続き、

法持寺史雑稿（川口）

山路来て何やらゆかしすみれ草
とよんでいる。

法持寺でよんだ句は、熱田連衆の撰集『熱田皴笥物語』に「白鳥山」と詞書があり、また、各務支考が元禄八年（二六九五）に刊行した『笈日記』には、

やみに舟をうかべて浪の音をなぐさむれば、海暮て鴨の声ほのかに白しとのべ、白鳥山に腰をおしてのげれば、何やらゆかしすみれ草となし……

との詞書がある。

法持寺でよんだ句が初案の形であったと考えられるが、「山路」が『野ざらし紀行』の通り大津へ越える山道でよまれ、後に熱田の歌仙の発句として流用されたものか、あるいは逆に、熱田で詠まれたものを後に紀行文の中に大津山中での吟として改作し記載されたものか、前後の決定はできないといわれている²⁾。

一説によれば、「白鳥山」は日本武尊が白鳥となって舞い降りた所といわれることから、日本武尊への崇敬の情を表わしたもので、「葦草」は日本武尊の神霊の象徴にほかならなかつたとみる説³⁾がある。さらに、「ゆかし」や「す

みれ草」のイメージから女性の匂いを感じ、日本武尊と純真可憐な宮簀媛との交歓の光景がよみがえったのではないかとする説もある。

何れにしても芭蕉がすみれ草に心の揺ぐものを感じたことは事実であり、芭蕉の会心の作として残ったのである。当時の法持寺住持は、十世海岸義雲の頃であったかと思われる。

(1) 林桐葉には二男四女がおり、二女佐与（きよ）は桐葉の後妻ふさの子で、六人の子供の内、五人までが早世している。そのため三女の三保に婿養子の治知を迎えて嗣子とした。詳しくは市橋鐸「林桐葉伝補遺並訂誤」（昭和三十四年二月）「愛知県立女子大学説林」三号）で考察している。しかし、市橋氏は芭蕉の佐与の墓詣りに出掛けたことは述べられていない。佐与をしのんだ葦草とみたのは水野藤吉「宮中学校の芭蕉董塚」（昭和四十年七月）「郷土文化」第二十卷第二号）である。それ以後、宮中学校で発行された「芭蕉董塚句碑」（昭和四十五年三月）名古屋市立宮中中学校『熱田宮中學校史——五十年のあゆみ——』（平成九年十一月）名古屋市立宮中學校五十周年記念実行委員会）二五九頁以下などでも水野説を承継している。

(2) 山本健吉『芭蕉』（昭和三十年一月）新潮社）八十六頁。
(3) 尾形仿『野ざらし紀行評釈』（平成十年十二月）角川書店）二一四頁。

(4) 日比野茂夫「芭蕉「山路来て」の句考——「ゆかし」に着眼して——」（昭和五十四年十一月）『松村博士先生 国語国文学論集』所収）三三九頁。

三、境内の石碑

(1) 自若庵句碑

自若庵の句碑は正面に「自若庵」、左横に「蜘蛛の巣をやりぶりて行や鶴鶴」と歌われ、右横に「安永五丙申歲十一月三十日」と刻まれてある。自若庵は芭蕉門下の人といわれているが、尾張藩士の朝岡宇朝が文政二年（一八一九）頃から天保十年（一八三九）の二十一年間に記した『袂草』卷之十三には「寺僧云、自若庵ハ此地政所といふ所の富家なりしが、今ハ家絶えたり」とある。

政所とは熱田神宮の鎮皇門の西にあたり、祭祀日に社人の参集する所であった政所の附近である。白鳥町の字名で、現在の誓願寺の南側にあたる。

そこに住んでいた富豪で、江戸末期には絶家となったという。大宮司千秋氏の宅地であったところから千秋家の人かとも思われるが、該当者は不詳である。

(2) 山岡荘八句碑

山岡荘八（一九〇七—七八）は、大河小説『徳川家康』を著わした昭和期の小説家である。野間文芸奨励賞、吉川英治文学賞などを受賞しており、『新太平記』『異本太閤記』『小説太平洋戦争』『春の坂道』などの長編小説があり、作品は『山岡荘八全集』全四十六巻に収められている。山岡氏が昭和十七年晩秋（九月）に法持寺へ来山の折、庭に多くの藪柑子やぶかんじが茂っていた様子を歌った句で、「藪柑子霜立つ庭の媚めづびとなり」とある。

(3) 北の湖親方の三つの碑

日本相撲協会第九代理事長の北の湖親方は、初めての戦後生まれの理事長である。

親方は現役時代、大横綱といわれた北の湖。優勝二十四回、横綱在位は史上最長の六十三場所、在位中の白星六七

法持寺史雑稿（川口）

○勝は今も歴代一位である。三保ヶ関部屋の宿舎であった法持寺には、北の湖の優勝パレードが二回あった。二回目の優勝である昭和五十五年名古屋場所表彰式で授与された優勝額は、記念として法持寺に寄贈されている。

中学一年の十三歳で初土俵をふみ、十七歳十一ヶ月で十両、二十歳十ヶ月で大関、昭和四十九年名古屋場所後の二十一歳二ヶ月で史上最年少横綱になった。昇進伝達式は法持寺の本堂で行われ、全国に放送された。

その時、親方が北海道にいる母に知らせた一句が境内に碑となっている。

うん、ほんまに横綱になったんや、母ちゃん
とある。心を弾ませながら、お母さんに電話で報告した言葉であった。

親方はその後十年間、横綱の地位を守った。昭和五十九年名古屋場所は、八百勝して新記録の二十四度目の優勝で飾った。その時の言葉も碑となっている。

どんなにつらくても、何と云はれようと、相撲をとるのは心、自分が駄目だと思つたらとれるものではないとある。横綱になるまではがむしやりに稽古精進した。し

かし、横綱になるとその地位を守るのに苦勞する。負けが続けばすぐ休場、引退となる。絶えず体調を整え、ケガをしないように努めなければならない。自分との闘いであった。つらいこと、悲しいこと、いやなことなど多かつたであらう。青春真つ盛りの頃であつたからである。

親方はほとんど休場しなかつた。「丈夫な横綱」の代名詞で、相撲関係者は理想の横綱と賞讃していた。座右の銘は、

千日の稽古を鍛とし、万日の稽古を練とす

であつた。これは宮本武蔵の『五輪書』に出てくる言葉である。武蔵は江戸初期の劍の達人で、達人となるために厳しい稽古を行った。それを朝鍛夕練の稽古と説いている。

朝に夕に鍛練し、鍛えに鍛えぬいて劍の道を極めた。しかも稽古は「千里の道もひと足ずつはこぶなり」でなければならぬという。千里の道を踏破するのは一朝一夕ではできない。一步一步着実に進んで千里の道となる。稽古を少しずつ積み重ね、継続することにより次第に奥義を体得することができるのである。

親方は宮本武蔵の精神を学び、何といわれようとも相撲

をとる心を鍛えていた。十年後の碑の言葉には、積み重ねられた日々の稽古の精進の重さを感じるのである。

平成十四年七月二十五日、境内に新しい碑が建つた。北の湖親方が日本相撲協会理事長に就任した時の挨拶の一部である。

横綱になったときは土俵のことだけを考えていればよかつた

これからは相撲界のために努力しなければならない
すべてが現役のときとはちがう

とあり、相撲界発展のために努力することを誓つた言葉である。

法持寺は名古屋場所の三保ヶ関部屋の宿舎であつた。第三十四世諦観高明は北の湖親方の新弟子時代から横綱に育つていく過程を見ていた。横綱の伝達式があつた時、八百勝して新記録の二十四度目の優勝を飾つた時、それぞれの時に出た言葉を碑にした。三つめの碑は角界の頂点に立つた時の言葉である。

近年は外国力士が増えてきた。日本人力士とは体力が違ふ。また、若い力士のトレーニング方法が今までの稽古

とは全く異なっている。器具を使つての筋肉強化など体の一部のみの強化をはかつている。使わない部分との差が出てケガになるケースが多い。そのため休場者が出る。

一番大事なのは「しこ」と「てつぼう」である。これによつて相撲のために必要な筋力が鍛えられることは実証されている。基本の稽古が少ないこともケガの原因と見ている。

北の湖親方は、「しこ」を五〇〇回と決めたら必ず休まずやった。継続する気持ちがないとだめで、努力が大切という。いつも前へ進みたいという前向きな気持ちをもっている。相撲の天才といわれたがそうではない。一所懸命稽古に精進してきたと努力を強調する。

かつて亀裂骨折した左足を引きずりながら土俵を務めたことがある。これしきで休めないぞという使命感もあったからで、強い責任感を持っていた。三保ヶ関親方に見いだされ中学一年の十三歳で初土俵をふんで以来、ずっと相撲一筋である。

境内には、その他、三保ヶ関親方を始め関取衆らのサインの刻まれた「撫で石」がある。先代三保ヶ関親方が「何

事も辛棒だ。へこたれてはならぬ」とこの石を抱き上げて、足腰が強くなれと励ました力石で、この石を撫でて忍耐心を持つように願つたのである。

(4) 名古屋城石垣築造の残石

江戸幕府は名古屋城の普請にあたり、天守閣の基礎である石垣の築造に用いる石材を各大名に担当させたので刻印が施されている。

海上輸送によつて熱田の浜へ陸揚げされた石材は、名古屋城の丁場へ運ばれた。石引きの途中の残石が市内の各地に残っている。法持寺にも現在、二石がある。「丸に上」の①や「丸に上にや」を組み合せた②やで、法持寺の伝承では加賀藩主前田侯よりの石材といわれている。しかし、伊予松前二十万石の大名であった加藤嘉明(一五六三—一六三一)の石垣にもあるところから、加藤嘉明に属するものとも考えられる。

次に現存しないが、白鳥御陵の境界に使われていたもので「の」釘抜き(部分)があった。これは安芸国広島藩主の福島正則(一五六一—一六二四)の刻紋である。さら

法持寺史雜稿（川口）

に、塔頭であつた洗月院にも「丸に三つ柏の矢」を組み合せた⁽²⁾があり、これは土佐国高知藩主の山内忠義（一五九二—一六六四）に属するものであつた⁽³⁾。

このように法持寺境内、周辺には築造の残石がある。それは、このあたりに陸揚げされた石材の石切場があつたからといわれている⁽⁴⁾。

(1) 『袂草』は『名古屋叢書』第二十三卷隨筆編（六）（昭和三十一年一月 名古屋市教育委員会）一六九頁にある。

(2) 名古屋城築城にあたり、石垣の刻印から明かされた築城秘話については高田祐吉『名古屋城——石垣刻印が明かす築城秘話——』（平成十三年三月 名古屋市教育委員会）で詳しく考察されている。

(3) 法持寺の残石の刻紋については高田祐吉『名古屋城石垣の刻紋』（平成十一年三月 名古屋城振興協会）六十六頁に紹介されている。

(4) 水野時二「堀川と名古屋城の石」（平成四年七月 「行業と文化」第三九七号）による。